

従業員を新たに雇い入れる場合の助成金

高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	● 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
65歳以上の高年齢者を雇い入れる	● 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）
発達障害者または難治性疾患患者を雇い入れる	● 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）
学校等の既卒者、中退者が応募可能な新卒求人・募集を行い、新たに雇い入れる	● 特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）
障害者を初めて雇い入れる	● 特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）
長期にわたり不安定雇用を繰り返す者を雇い入れる	● 特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）
自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れる	● 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）
安定就業を希望する未経験者を試行的に雇い入れる	● トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）
障害者を試行的・段階的に雇い入れる	● トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）
雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置して従業員を雇い入れる	● 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）
沖縄県内で事業所の設置整備をして35歳未満の若年者を雇い入れる	● 地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）
自ら起業し、中高年齢者を雇い入れる	● 生涯現役起業支援助成金

（注）これらのほか、雇い入れた従業員に対して職業訓練を行う場合、下記7に掲げた助成金を受けられる場合があります。